

地方分権改革第4次一括法案の概要と分権改革議論の今後の流れ

地方分権改革に関する第4次一括法、正式には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための平成26年4月関係法律の整備に関する法律案」（第4次一括法案）は、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進すること」に加え、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された「都道府県から指定都市への事務・権限の移譲」等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うものである。同法案は、平成26年3月14日衆議院に提出され、今後委員会審議が本格化する。同法案施行日は、体制整備に特に時間を要するものは別として、平成27年4月1日である。地方分権に関する一括法は、第1次（平成23年4月）から第3次（平成25年6月）まで積み重ねて来ており、今回は国から地方公共団体への事務・権限の移譲・事項数49（法改正46）と都道府県から指定都市への事務・権限の移譲・事項数29（法改正29）が柱となっている。

第1の国から地方公共団体への事務・権限の移譲等では、①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）、②商工会議所の定款変更の認可（38条）、③自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）等であり、具体的には、①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を都道府県に移譲する。その対象となっている32資格（25法律）は、児童福祉司・保育士、はり師・きゅう師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、理容師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士、身体障害者福祉司、社会福祉主事、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、知的障害者福祉司、理学療法士・作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士・介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、食鳥処理衛生管理者、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）である。②商工会議所の定款変更の認可が必要な事項のうち、事業、会員、役員等に係る事項（目的、名称及び地区に係る事項を除く）に関する国（経済産業局）の事務・権限を届出制にし、都道府県及び指定都市に移譲する。③自家用有償旅客運送の登録・監査等の国（地方運輸局）の事務・権限を希望する市町村に移譲すること（希望しない市町村の区域は、希望する都道府県にも移譲）が謳われ、実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図るため、過疎地等の地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業では提供されない場合、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度等となっている。

第2の都道府県から指定都市への事務・権限の移譲は、①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定等（5条等）、②病院の開設許可（17条）、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定（45条）等が主な内容となっている。具体的には、①市町村立小中学校等に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、学級編制基準の決定（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲）、②病院の開設許可について、指定都市に移譲する。病院の開設許可については指定都市と都道府県が協議する等の規定を政令に定める予定であり、③都市計画区域マスタープランの決定は指定都市に移譲することとなっている。

来年度は統一地方選挙を迎える中で、国と地方公共団体間に加え、都道府県と政令指定都市、市町村との関係や議会の利害も絡み、地方分権議論の議論でますます難しい局面を迎える。その中で、地方分権改革有識者会議では7月頃に予定される骨太に向けた議論を開始する。今後の日程については5月の連休明けに地方六団体ヒアリング、最終案取りまとめ議論を行い、6月中旬に最終案を取りまとめ内閣府案とし、遅くとも7月には地方分権改革推進本部に報告する流れとなる。